弁及び管継手	バルブ及びコック管継手	従事者百名以上のもの	二部	弁及び管継手月報	二部	十翌月日	経済産業局長																
		従事者三十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日															
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具のこ刃及び機械刃物	従事者百名以上のもの	二部	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	二部	十翌月日	経済産業局長																
		従事者三十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日															
	作業工具	従事者百名以上のもの	二部		二部	十翌月日	経済産業局長																
		従事者二十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日															
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器	ガスこんろ	従事者百名以上のもの	二部	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二部	十翌月日	経済産業局長															
		ガス湯沸器																					
		ガス温水給湯暖房機																					
		ガス風呂がま																					
		ガスストーブ																					
		ガス温風暖房機																					
	石油機器	石油ストーブ	従事者五十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日														
		石油温風暖房機																					
		石油温水給湯暖房機																					
	太陽熱温水器		従事者百名以上のもの	二部		二部	十翌月日	経済産業局長															
			従事者五十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日														
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置フラットパネル・ディスプレイ製造装置	従事者百名以上のもの	二部	機械器具月報（その五十七）	二部	十翌月日	経済産業局長																
		従事者五十名以上百名未満のもの	二部		二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日															
電気機械器具	直流機	従事者百名以上のもの	二部	機械器具月報（その二十八）	二部	十翌月日	経済産業局長																
回転電気機械（航空機用のものを除く。）	交流発電機																						
	電動機																						
	電動機一体機器	従事者五十名以上百名未満のもの	二部	機械器具月報（その二十八）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌月五日															
静止電気機械器具（航空機用のものを除く。）	変圧器（電子機器に組み込まれるものを除く。）	従事者百名以上のもの	二部	機械器具月報（その二十九）	二部	十翌月日	経済産業局長																
	電力変換装置（電子機器用のコンデンサものを除く。）																						
	避雷装置																						
	リアクトル																						
	電気炉																						
	電気溶接機	従事者五十名以上百名未満のもの	二部	機械器具月報（その二十九）	二部	十翌月日	経済産業局長	十翌月五日	十翌月五日														